

# 第1章企業結合規制補論2（一般集中規制）

[1] 一般集中に対する規制

(1) 一般集中規制の意義

(1-1) 規定－9条、11条

- ・少数の大企業集団の拡大強化を抑制（企業グループ等の株式保有による事業支配力の過度の集中防止目的）。
- ・拡大強化の手段は株式保有であり、これらの規定は株式保有に対する規制を内容とする。

(1-2) 一般集中規制の必要性－どのような点で規制の必要性があるのか。

① 事業支配力の過度の集中の危険性防止

第二次大戦後－企業集団、銀行、商社、特定の大企業を中心にした一定の企業グループ

第二次世界大戦前の財閥の系譜をくむ三井、三菱、住友、金融機関を中心に戦後形成された芙蓉、三和、第一勧銀系、の6大企業集団。他の独立系と呼ばれる企業グループ  
社長会、株式の相互保有、役員相互派遣、系列融資、系列取引等で強いつながりを持ってきた。

第二次世界大戦後の財閥解体及び厳格な独占禁止政策で一時は解体された。

しかし、その後独占禁止政策の緩和や占領政策の転換にともない、高度経済成長を経て強力な大企業の集団となり、日本経済全体に対して強い影響力、支配力を持ってきた。

→事業支配力の過度の集中をもたらす危険性

昭和52年改正 9条の2の新設、11条の強化、（独占的状态の規制）

② 系列取引の規制

問題となる取引関係

- ・企業集団による系列企業間の取引関係
- ・企業グループ内での取引関係（例・自動車部品の購入）

→系列取引（この用語自体曖昧で多様な意味を持つが、ここでいうような意味でも使われる）が、閉鎖的な取引関係であり、外国企業の参入機会を妨害しているとの指摘がある。

- ・個別的な取引妨害等の他に、系列取引を可能とする背景となっている株式保有（相互持ち合い等）の規制が必要とされる。

→10条等による第四章の規制の活用

- ・個別的な取引に対しては独禁法19条（不公正な取引方法）による規制が中心となるので、不公正な取引方法の項目参照

③ 制度見直しの動き

- ・金融、素材、重化学部門等を中心に企業集団・企業グループの垣根を超えた統合の実現。
- ・国際競争・日本経済の構造変化等で企業集団・企業グループの機能・役割が低下。
- 一般集中規制の必要性の再検討、見直し、廃止の主張→1997年、2002年法改正
- ・法制定直後の第二次大戦前の財閥型企業形態による社会・経済・政治的弊害の予防機能の低下。
- ・経済実態の変化に対応する企業の組織選択幅の拡大・柔軟性要求への対応
- ・競争の基盤整備による市場メカニズムの機能確保の規定への性格転換

(2) 事業支配力が過度に集中することとなる会社の禁止（9条）

(2-1) 株式保有と企業結合

- ・持株会社一株式の取得・所有を手段とする他企業支配を目的とする会社
- ・なお、次に説明する特色は役員兼任にも当てはまる。また、金融会社に対する11条規制も株式保有規制であるからここで述べる特色が当てはまる。

① 株式保有の目的

- ・それ自体競争制限的な行為ではない→原則適法の扱い
- ・各種意図や事業関係に基づく相手方会社との安定的な関係維持を目的
- 但し、結合関係の成立による他の事業者の事業活動への影響力行使によって、保有会社の市場での地位の強化がもたらされ、非競争的な市場構造が成立する場合がある。

↑  
このような場合に規制が必要となる

- ② 企業結合手段としての株式保有の利点－合併のような組織的一体性をもたらす反面、合併等とは異なる利点がある－  
・支配資本の節約、連鎖的な結合関係の拡大が可能、  
・組織一体化に伴う各種のロスの防止、  
・法人格の分離によるリスク分散が可能

(2-2) 予防的規制の根拠と課題

経済的根拠は？

企業集団・企業グループ・系列取引の規制

(2-3) 規制の内容

持株会社の全面的禁止から原則解禁への転換

① 9条の規制内容

- ・9条1項－事業支配力過度集中型会社の設立の禁止
- ・9条2項－通常の事業会社の事業支配力過度集中型会社への転換の禁止＝通常の会社が事業態様及び経済情勢の変化に伴い事業支配力過度集中型持株会社としての機能を果たすことの禁止

↓  
事業支配力過度集中型持株会社の存在禁止

- ・「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」1997（平成9）年12月8日公正取引委員会（原案7月9日公表）
- ・大規模事業会社の株式保有の総額規制（旧9条の2）廃止（2002（平成14）年）に伴う名称変更9条一過度事業支配力集中規制  
ガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社についての考え方」（平成14年11月12日公正取引委員会）（名称変更および第3類型の考慮要因の説明追加—当該事業分野でのシェア、売上高順位等、関連会社全体のこれら要因の状況勘案を明文化）

## ②旧9条の下での持株会社全面的禁止の趣旨及び根拠

- ・歴史的沿革—解体された財閥復活の防止
- ・企業結合の拡大に伴う過度の経済力集中の進行の予防—持株会社を使うことで、より容易に他社支配を可能にし、容易に産業支配が可能となる  
支配資本の節約、連鎖的支配の拡大、対等な会社間の結合が容易、買収対策としての安定株主確保

## ③解禁と規制の趣旨

### (1) 解禁の趣旨

- ・企業のリストラ促進、ベンチャー企業の振興等（1996（平成8）年3月改訂「規制緩和推進計画」（以下「推進計画」改訂））
- ・経済構造改革・金融改革の促進、企業経営の多角化・多様化（1997（平成9）年2月25日与党独禁法協議会「独禁法改正に関する三党合意」（以下「三党合意」））

### (2) 規制の趣旨

- ・持株会社の全面的解禁が、日本市場や取引慣行の閉鎖性・不透明性を発生又は上昇させる恐れがある（旧9条の趣旨—事業支配力の過度の集中防止に由来する規定・財閥再現の防止にあったところから）（1995年12月27日公取委「独占禁止法第四章改正問題研究会」中間報告書）
- ・「独占禁止政策に反しない範囲で」の解禁（「推進計画」改訂）
- ・財閥の復活阻止、不当な系列取引等をもたらす経済力過度集中防止（「三党合意」）

## (2-4) 解釈上の問題点

### ①規制対象となる会社の定義 9条3項・ガイドライン1（1）

- ・子会社＝会社がその総株主（総社員を含む）の議決権の過半数を有する他の国内の会社（2条10項）
- ・見なし子会社—当該会社及び子会社が総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社も子会社と見なされる（9条4項・間接保有分の取り扱い）

### ②会社グループ

- ・会社及び子会社その他対象会社が株式の所有により事業活動を支配している国内の会社（対象会社+子会社+実質的支配会社）＝会社グループ（9条3項）
- ・子会社の定義（2条10項）—議決権株の過半数保有
- ・「株式所有により事業活動を支配している国内の会社」＝対象会社による議決権保有比率が間接所有分を含めて25%超50%以下であり、かつ、対象会社の議決権保有比率がもっとも高い（他に同率の株主がいる場合を除く）他の国内の会社（ガイドライン1（1））

### ③規制対象となる事業支配力過度集中型会社の定義 9条3項

事業支配力の過度集中は以下の(1)及び(2)を満たす場合・ガイドライン2（1）

#### (1) 会社グループの形態が以下のいずれかに該当すること

- ・総合的事業規模が相当数の事業分野にわたり著しく大きいこと（ガイドライン第一類型該当）
- ・会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと（ガイドライン第二類型該当）
- ・会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること（ガイドライン第三類型該当）

#### (2) 国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることが(1)によってもたらされること

- ・(1)及び(2)の全てを満たす場合当該会社が事業支配力の過度集中型会社に該当
- ・以上の各類型の具体的内容に即した禁止類型はガイドラインで概要を提示

## ④具体的禁止類型

### (1) 禁止される場合（1項及び2項）

- ・事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立
- ・会社が、事業支配力が過度に集中することとなる会社への転化
- ・設立時点又は転化時点で、事業支配力の過度集中会社に当たらない会社が後に、事業支配力過度集中会社になる場合

### (2) 「事業支配力が過度に集中することとなる」会社と解釈することができるもの（ガイドライン2）

ア. 第一類型—会社グループの総資産合計が15兆円を超え(a)、かつ、5以上(b)の主要事業分野（日本標準産業分類3桁分類のうち、出荷額6000億円超の業種など）(c)のそれぞれにおいて、別々の総資産3000億円超の会社(d)を有する場合

例・会社の下に各種の事業分野の事業者が傘下にあり、その一つが大規模会社であり、各事業者の事業規模合計が著しく大きいもの

(a) 会社グループの規模が大きい—総資産額合計額が15兆円を超える。総資産額の合計額は会社グループ総資産を連結し（グループ会社相互間の投資勘定及び債権と債務を相殺消去すること。以下同じ）合計して評価する（なお会社グループ内の金融会社（銀行業・保険業・証券業を営む会社）の総資産額を計算から控除する）

(c) 主要な事業分野—日本標準産業分類3桁分類のうち出荷額6000億円超の業種。但し、2桁分類で同一の業種に属し参入規制がある範囲や事業活動の実体を考慮して同一の事業内容であると考えられる場合がある（別表1参照）

(d)大規模な会社—単体総資産額3000億円超の会社（当該会社の属する事業分野は、当該会社が営む主要な事業が属する事業分野とする）

- イ. 第二類型—単体の総資産額15兆円超の大規模金融会社(a)と、金融又は金融と密接に関連する業務(b)を営む会社以外の単体総資産額3000億円超の大規模な会社(c)を有する場合  
例・会社の下に大規模金融会社と一般事業会社がともに統括されている場合等
- (b)金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社  
銀行業又は保険業を営む会社その他公取委規則で定める会社（10条2項）  
（旧ガイドラインでは以下の会社—①金融会社固有の業務を営む会社、②金融会社固有の業務に従属する業務を営む別表2に掲げる会社、③別表3に掲げる金融会社固有の業務に準ずる業務を営む会社、④①から③までに掲げる会社のみを子会社とする持株会社・例・債務保証業務、ベンチャーキャピタル業務、リース業務等）
- ウ. 第三類型—相互に関連性のある(a)相当数(b)の主要な事業分野(c)のそれぞれにおいて別々の有力な会社(d)を有する場合

(a)相互に関連性のある事業分野—取引関係のある場合（別表2）又は補充・代替関係のある場合（別表3）。個別事業分野毎に実際の取引依存度やユーザーの選択状況も参考にして合理的に判断する

- ・取引関係のある場合—事業分野間での密接な取引関係のある場合
- ・補充性・代替性—ユーザーが両財・サービスの結合して消費又は選択的に利用するなど各事業分野の提供する財・サービスがユーザーからみて補充・代替関係にある場合

(b)相当数—5以上（産業の規模がきわめて大きい場合は、会社の有力性の程度等により3以上）

(c)主要な事業分野—日本標準産業分類3桁分類のうち、出荷額6000億円超の業種

ただし、2桁分類で同一又は類似の業種に属し、参入規制が行われる範囲や事業活動の実態を考慮すると同一の事業分野であると考えられる場合は、同一の事業分野と評価（別表1）

(d)有力会社—売上高シェアが10%以上を有する場合。（なお、同一事業分野に属する複数の会社を有する会社グループが形成されている場合、その事業分野に属する会社の有力性の程度判断には、この会社の当該事業分野におけるシェア、売上高順位等の状況に加え、同一会社グループ内の当該事業分野に属する複数の会社全体のシェアなどの状況も併せて勘案する）

- ・一類型と二類型が財閥復活阻止型に該当。

(3)事業支配力が過度に集中することとならない会社の例（ガイドライン2（5））

- ・純粋分社化の場合（ガイドライン2（5）ア）—自社が現に営む事業部門を子会社化し、当該子会社株式の100%取得する場合（設立当初より100%所有を係属している場合に限定）
- ・ベンチャー・キャピタルの場合（ガイドライン2（5）イ）
- ・金融会社の異業態間の新規相互参入の場合（ガイドライン2（5）ウ）—金融会社が異業態の金融会社を新規に設立することによって相互参入する方式
- ・小規模の場合（ガイドライン2（5）エ）—会社と子会社の総資産の連結合計が6000億円以下の場合

⑤（2）の要件の意味

「国民経済の大きな影響を及ぼし、」（要件1）「公正かつ自由な競争の促進の妨げになること」（要件2）

- ・9条適用の際に具体的な立証が必要なのか？
- ・（1）要件の3類型に該当すれば原則的に（2）要件は充足する。宣言的規定&違法性推定説。
- ・ただし、当事者側による反証を許容。例えば、3類型該当の会社形態をとらないと望ましい競争促進効果が達成できない等の具体的な立証に成功した場合。

⑥独占法の他規定の適用関係

(1)11条（銀行・保険業の議決権保有規制）規定の適用から排除される

(2)10条及び15・15条の2・16条の規制の適用—「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」場合には適用（ガイドライン3）

⑦監視規定（9条5項）

- ・子会社株式取得額（貸借対照表上別額が計上されている場合はその額）合計が会社総資産額の50%を超える場合で、対象会社と子会社総資産額合計が6000億円超の場合（1号）
- ・銀行・保険・証券業を営む会社総資産額合計8兆円超の場合（2号）
- ・上記以外の会社総資産額合計2兆円超の場合（3号）
  - ・事業に関する報告制度—上記に該当する会社は毎事業年度終了日から三ヶ月以内に会社及び子会社の事業に関する報告を要する（9条5項）
  - ・設立に関する報告制度—上記該当の会社設立の場合には設立日より30日以内に届出を要する（9条6項）

⑦法改正の経緯と問題点—省略

(2-5)ガイドライン

- ・「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」1997（平成9）年12月8日公正取引委員会（原案7月9日公表）
- ・「ベンチャー・キャピタルに対する独占禁止法9条の規定の運用についての考え方」平成6（1994）年8月23日公正取引委員会—1997（平成9）年12月8日廃止（持株会社の原則解禁に伴い）

(2-6)金融持株会社関係法

①関係法の整備

1997（平成9）年12月5日成立 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続きの特例等に関する法律

②持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律

③銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続きの特例等に関する法律

④金融システム改革諸法

(2-7) 株式交換方式による合併手続きの創設（1999年商法改正）

参考文献 鶴瀬恵子編「新しい持株会社規制—独禁法改正に関連する全資料集—」（別冊商事法務No. 197）  
（商事法務研究会・1997年）

(2-8) 持株会社に関する取り扱いの実例

①ダイエーホールディングコーポレーションの持株会社化（平成10年度の事例）

株式会社ダイエーが、小売業を中心とする事業分野とサービス・外食等を中心とする事業分野に区分。前者をダイエーが統括、後者を株式会社ダイエーホールディングコーポレーション（DHC）（株式会社神戸セントラル開発を商号変更し持株会社に転化した会社）に統括させることにした。

DHCグループの9条指針3類型該当性を検討

第一類型—グループ資産が15兆円を超えない。第二類型—大規模金融会社が存在しない。第三類型—有力な事業者が存在しないこと。

②第一勧業銀行、富士銀行及び日本興業銀行の持株会社設立による事業統合（平成12年6月5日公表）

②-1. 持株会社を設立したみずほフィナンシャルグループとしての統合

②-2. 公取委が取り上げた統合の各側面

持株会社の設立により普通銀行3行をその下に置くこと

3行の証券子会社（第一勧業証券、富士証券及び興銀証券）の合併

3行の信託銀行子会社（第一勧業富士信託銀行及び興銀信託銀行）の合併

②-3. 検討した側面

10条及び15条からの検討と9条からの検討

②-3-1. 10条及び15条

市場—預金業務、貸出業務、外国為替業務、証券業務（債券引受及び売買業務）、信託業務  
競争を実質的に制限することとならない

②-3-2. 9条関係

第一類型—金融会社を除いたグループ総資産合計額が15兆円を超えていない

第二類型—総資産が3000億円を超える事業会社が存在しない

第三類型—金融関連事業分野において銀行以外に有力な会社が存在しない

②-4. 産業界に与える影響—3行から融資を受ける事業者に対するアンケート調査及びヒアリング調査の結果（上場2300社（除銀行・保険会社）中約1600社（約70%）へ融資、3行からの融資額合算が第一位となる上場会社は約700社弱（約30%）となる）（1. 統合の評価、2. 個別事業者経営に与える影響、3. 業界再編への影響、4. 企業集団内取引への影響）

②-5. 競争政策上の取り組み

問題点の指摘

上記②-4. に基づく指摘

事業経営への関与について

融資比率・出資比率の高まる事業者に関して銀行の幾つかの行為による経営関与を懸念

融資比率・出資比率の高まりを背景にして、幾つかの行為を行い、要請に応じない場合不利益名取り扱いをするなど、3行の営業活動次第では、不公正な取引方法につながるおそれがあり、自社影響力を背景とした取引先事業者に不利益を被らせる行為がないように対応がはかられる必要。

企業集団について

本件統合により企業集団内取引に変化がなく、企業集団内事業者間の結びつきが維持・強化され意見が集団内外の事業者に多い。企業集団帰属を基準にした取引先選別、排他的・閉鎖的取引関係となる懸念があり、払拭のための所要の対応が必要。

当事者からの申し出

事業経営への関与

現在の独禁法遵守について役職員周徹底体制推進を統合後も努力する。持株会社かでも指摘あった行為を行わないようグループ全体のコンプライアンス統括機能を全うする体制作りを行う。

企業集団について

中立的かつ開放的金融グループとして事業活動を行う。特定の排他的企業集団を形成する意図はない。平成14年春予定の傘下銀行の統合・再編成時までに、銀行を中心に運営される形での企業グループは、解消を含め、運営の見直しを行う。

芙蓉会について、富士銀が事務局・幹事役をはずれる。開催場所を同行本店から他所に変更する。

三金会も運営方法について同様な方向で見直す。

②-6. 公取委の判断

持株会社設立、持株会社の下に3銀行を置くこと、3行の証券子会社及び信託子会社の合併→独禁法規定違反のおそれはない。

平成14年春予定の当事行再編に関しては必要に応じて改めて検討

(2-9) 2002年（平成14年）法改正

①平成14年度独禁法改正企業結合関係の趣旨と根拠

・「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定）

3 競争政策等関係 (4) 個別事項

④一般集中規制（持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制）の見直し（公正取引委員会）

現行の持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制については、一定規模の株式保有に関する外形的な規制形式を可能な限り廃止することとして、事業支配力の過度集中の弊害を除去するための実効的な規制を導入する必要性の可否を検討し、平成13年度中に結論を得て、平成14年度中に所要の措置を講ずる。

平成13年度 検討（結論）

平成14年度 措置

・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第87号）

附則（検討）

第5条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、事業支配力の過度の集中を防止する観点から、設立等が禁止される持株会社の範囲及び持株会社の事業活動の実態を把握する方法並びに大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### ②法改正の内容

- ・9条の2の廃止
- ・9条の整備
  - ・過度事業支配力集中型持株会社の禁止→過度事業支配力集中型会社の禁止
  - ・9条の条文構成の変更
    - 規制対象会社定義の変更－9条4項
    - 届出制度・報告制度の新設－9条5項

(3) 大規模事業会社の株式保有の総額制限(9条の2) -2002年度法改正で廃止

(4) 銀行・保険会社の株式保有の制限(11条)

#### (4-1) 制度

- ・銀行業および保険業を営む会社が保有できる他の会社の株式の発行済株式総数に占める割合を制限する(2002(平成14年)改正により従来は「金融会社(銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業、又は証券業を営む会社)」に対する規制であったものを限定した)。
- ・保険会社－他の会社の発行済株式総数の10%
- ・銀行－5%
- ・保険会社が高い水準になっている理由－他会社支配を目的としない保有であること。投資先分散の必要性。
- ・2002年(平成14年)法改正  
規制対象の変更－銀行業、保険業のみに限定－主に金融改革の進展に伴う金融業の変化による持ち分規制の記述を、発行済株式の持ち分比率から、総株主の議決権に占める比率に変更
- ・両事業以外の金融業が対象外となった理由  
事業会社向け融資の不存在、信託行は全て銀行兼営化、無尽会社－物品供給型無尽会社1社のみが存在。証券会社－証券市場整備に伴い引き受け業務による事業会社への影響力低下、広範な資金集積が困難に、証券会社の株式保有が多くない実態。
- ・保険会社は、資金力の大きさ、事業会社への多角的多額な貸し付けの存在、大量株式保有実態があるので、規制維持。

#### (4-2) 趣旨

- ・銀行・保険会社への事業支配力の集中の防止及びそれによる公正で自由な競争秩序の維持をはかる
- ・銀行・保険会社は、融資による他会社の支配力に加えて、株式所有により事業支配力を強化することが可能。
- ・金融会社間での結合関係の拡大予防については放棄(金融改革進行に伴う業際規制の緩和・放棄に対応)
- ・個別市場における競争制限・阻害的行為の予防(銀行・保険会社と事業会社間取引における優越的地位濫用規制からはずれる系列取引予防、私的独占規制対象外の競争制限行為の予防、市場集中規制の対象外行為の予防)

#### (4-3) 銀行

- ・日本銀行、日本輸出入銀行、日本開発銀行－公法上の法人であるが会社ではないため適用対象外
- ・証券金融会社、短資会社、消費者金融会社－貸付は行なうが、預金の受け入れ及び債権発行を行わないため銀行業を営む会社ではない。(10条2項の規定による株式保有報告書の提出義務有り)
- ・国内において金融業の免許を受けていない外国金融会社をも含む  
理由－「国内で」というような文言の限定がないこと、外国会社でも国内金融市場での競争秩序に影響を及ぼす可能性があるため外国金融会社を除外すると規定の趣旨に反すること

#### (4-4) 解釈上の問題点

##### ①会社の議決権

- ・外国会社の議決権を含まない
- ・議決権のみを対象とする。
- ・2002年(平成14年)法改正－保有について「議決権」である旨を明記

##### ②他の国内の会社

- ・銀行業又は保険業を営む会社その他公取委規則で定める会社を除外したもの(10条2項但書)

##### ③「所有することとなる場合」

- ・新たな株式の取得
- ・株式発行会社の減資の結果として持株比率が5%以上になる場合等
- ・銀行・保険会社名義以外の、その役員・社員や関連会社が保有している場合も、当該会社が実質的に保有していると考えられるときには本条違反となりうる
- ・他に17条(脱法行為)違反として処理される場合がある。例・大和銀行事件(昭和36年6月26日勧告審決事件)(野村証券事件)

##### ④証券会社による議決権保有(本条による)、金融関連会社(金融会社、従属業務会社、金融会社固有の業務に準ずる業務を営む会社等)(後述ガイドライン改訂による)

- ・本条の規制対象外となったために10条による規制対象に
- ・10条2項の規定に基づく株式所有報告の対象化

(4-5)適用除外

基本的には2種類(①②)(細分化すると3種類)

①11条1項但し書き前段—公取委規則で定めるところによりあらかじめ公取委の認可を受けた場合

②11条1項但し書き後段(1号~6号)

担保権の行使又は代物弁済の受領による株式保有、信託に係わる(金銭又は有価証券)信託財産として株式を保有する場合等

③11条2項による認可を受けて所有する場合—本条1項1号~3号および6号の場合で所有期間が一年を超える場合

・協議義務(11条3項)—本条1項但し書き・2項認可の場合の金融監督庁長官(1997(平成9)年改正による。旧法では大蔵大臣)との協議義務

・1項及び2項認可についての公取委の運用基準については「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(下記(4-7)ガイドライン)参照

(4-6)11条1項但し書き認可・2項認可—一般的傾向、相互参入規制緩和及び現行ガイドライン以前の状況

(i)11条1項但し書きによる認可を受ける場合

①認可の必要な場合

・金融会社固有の業務又は関連業務を子会社に行わせるもので、親会社と子会社の間に実質上一体関係がある場合。

・債務の株式化(後述)

②運用例

・子会社の業務が金融会社の業務と不可分の業務に限定(計算業務、経営相談などを含む)、親会社の業務の一部を子会社が行っている場合に限定

・子会社の業務の範囲—親会社(金融会社)の委託業務に限定される(原則)。

例外—第三者の委託を受ける場合も、そこからの事業収入が全体の10%を超えないこと(趣旨—子会社を通じての金融会社の周辺業務進出阻止)

違反の効果—業務内容がこの基準をこえる場合認可取消

・出資に関する要件—認可子会社が金融会社の分身であるので、第三者の投資を認める実益がなく、金融会社による支配資本の節約による他分野への進出防止

→100%子会社又はそれに近い場合のみだけが認可される

当該子会社による他者の株式保有も禁止される

・脱法行為防止—子会社による業務実施に合理的理由が存在すること

(ii)11条2項による認可を受けて所有する場合

「やむを得ない場合」の一時的保有の認可

例・株式発行会社が多額の借入金の返済困難に陥り、その処理が会社の再建にとって緊急に必要であるため銀行の再建の一部を増資新株に振り替える場合

・企業再建のため新会社を設立し一時的にその株式を所有する場合

・株式発行会社の減資のため保有比率が基準額をこえる場合

・合併予定会社の株式を合併後の株式の消却を目的として取得する場合

(4-7)平成4(1992)年金融制度改革の下での銀行・証券会社の相互参入によって生ずる子会社の認可

平成4年度金融制度改革により業態別分離子会社方式で、銀行・証券の兼業が許容されたため、当該分離子会社の株式保有を独占法上どのように扱うかが問題となる。11条認可を行うか否か。その際の認可基準如何。具体的基準や運用例の蓄積が必要。

(a)平成5(1993)年4月1日「金融制度及び証券取引制度改革のための関係法律整備などに関する法律」平成4年法律87号(通称、金融制度改革法)施行

↓

公取委 平成5年4月1日「金融制度改革法の施行に伴う公正取引委員会の対応について」(「対応」)  
「銀行・証券等の相互参入に伴う不公正な取引方法等について」

(b)業態別子会社に関する認可—「対応」参照(→(4-7)ガイドラインの項目参照「金融会社の株式保有の認可に関する事務処理基準」(現在は廃止されている)及び「独占禁止法第11条の規定による金融会社の株式保有の認可についての考え方」)

11条1項但し書きの認可対象について

審査のポイント

①親金融会社が業態別子会社方式により子会社の株式を保有するものであるかどうか

・100%出資に限定されない。

・ただし、認可対象は親金融会社による保有株式が50%を超えるものに限定(サブ・パートナー=5%超から50%以内は原則的に認可対象とならない)

→サブ・パートナー形式は、実質的に親金融会社が新規参入するものではないため

②子会社が新規に設立されるものであるかどうか

・認可対象となるのは新規設立が基本となる→競争単位の増加による競争促進効果があると認められるために認可される。

・既存会社の買収=競争単位増加による競争促進効果を欠くこと、競争減殺になりかねないこと→認可対象とならない。

・破綻会社等の買収についてはケース・バイ・ケースで判断

③国内の他の会社に対する株式保有に関して影響力の増大が生じることがないかどうか(株式保有比率が親子会社合算して5%以内かどうか)

④子会社の業務運営に関連を持つ他の事業者の有無及びその状況等

- ・「子会社の業務運営に関連を持つ他の事業者」＝親金融会社以外の事業者であり、子会社に対する出資、人員派遣、業務提携等によって事実上子会社の業務運営に影響を及ぼしうる関係にあるもの
- ・他の事業者、親金融会社・子会社間の関係を通じて競争政策上の問題をもたらす場合→ケース・バイ・ケースでの判断

#### (4-8) ガイドライン

- (1) 「金融会社の株式保有の認可に関する事務処理基準」平成6（1994）年6月20日公正取引委員会一1997（平成9）年12月8日廃止（下記（2）の公表に伴い）
  - (2) 「独占禁止法第11条の規定による金融会社の株式保有の認可についての考え方」1997（平成9）年12月8日公正取引委員会（上記（1）の改訂・原案公表7月9日）一認可類型の拡大
  - (3) 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（2003（平成14）年11月12日－2003（平成14）年法改正による。銀行又は保険会社間合併の場合の取扱い記述の新設、関連業務子会社等に関する記述の簡素化（従属業務会社・金融会社固有の業務に準ずる業務を営む会社についてはおそらく第1②の下で審査。②（3）については10条と同様か）等、記述の大幅変更。）
- ・第11条1項ただし書の規定による認可
    - ①銀行又は保険会社が他の銀行又は保険会社と合併等することで他の国内の会社の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することとなる場合
      - ①-1. 原則として、合併等の期日までに5%を超える部分の議決権を処分しなければならない。
      - ①-2. ただし、次の(1)から(3)のいずれか該当時に、11条1項ただし書の規定により一定期限（注2）を付して認可。
        - (1)業績不振会社の場合－認可を申請する銀行又は保険会社（「申請会社」）により総株主の議決権の5%超の議決権を保有等されることとなる他の国内の会社（「株式発行会社」）の業績が不振で、申請会社が株式発行会社の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することが、株式発行会社の信用を維持するために必要であると認められる場合（株式発行会社が清算中又は清算予定である場合を含む。）
        - (2)超過額が大きい場合－申請会社が保有等する株式発行会社議決権のうち5%超部分相当株式を市場で売却する予定であるが、超過額が大きく、市場での売却に相当の期間を要すると考えられる場合
        - (3)未上場等で市場での売却困難な場合－株式発行会社株式が未上場である等株式発行会社側の状況により、申請会社が保有等する株式発行会社の議決権のうち5%超部分相当株式を市場で売却することが困難で、相対で株式を売却しなければならない場合であって、超過額が大きく、売却に相当の期間を要すると考えられる場合（条例等により株式の譲渡制限がある場合を含む。）
 （注2）一定の期限－上記(1)から(3)等の個別の事項を考慮して検討する。期限までの期間は5年を限度とする。この期間が1年を超える場合には、原則として中間期まで（中間期までの期間が1年以下の場合は1年以内）にその保有等する株式発行会社の議決権のうち5%を超える部分の2分の1以上に相当する株式を処分するものとする。
    - ②上記①に該当しない申請一次の点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとする。
      - (1)申請会社による議決権の保有等の必要性
      - (2)当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度
      - (3)株式発行会社の属する市場における競争への影響
  - ・第211条第2項の規定による認可
    - ①11条2項の規定による認可は、1項の適用除外議決権のうち、1号から3号まで及び6号に該当する議決権の保有等であって、申請会社が当該議決権につき1年を超えて保有等しようとする場合になされるもので、具体的には次の株式の取得又は所有（「所有等」）に係る議決権の保有等が対象となる。
      - (1)担保権の行使による株式の所有等（1号）、(2)代物弁済の受領による株式の所有等（1号）、(3)自己の株式の取得（2号）、(4)信託財産としての株式の所有等（3号）、(5)他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合（6号）
    - ②信託財産については、委託者又は受益者の利益のために管理され、信託勘定と銀行勘定の分別管理が義務付けられているので、申請会社が信託財産として株式を所有等することで、議決権を保有等する場合（委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が委託者に指図を行うことができる場合を除く。）で、次の(1)から(4)のすべてに当たるものは、一定期限（注3）を付して認可。
      - (1)株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式を除く株式に係る保有等する議決権の割合が5%以下である。(2)株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式（委託者若しくは受益者が議決権を行使することができるもの及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が委託者に指図を行うことができるものを除く。(3)において同じ。）に係る議決権を含む保有等する議決権の割合が10%以下である。(3)株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式に係る議決権の増加割合が年1%以下である。(4)信託財産として所有等した株式について、銀行勘定とは別個に管理し、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされている。
 （注3）一定の期限－所有等した株式の資産運用の目的、状況等の個別の事項を考慮して検討するが、原則として5年以内の期限を付して認可を行う。
    - ③債務の株式化に係る議決権の保有等については、「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方（平成14年11月12日公取委）」による。会社更生法の規定に基づく更生計画の定めによる株式の取得に係る議決権の保有等についても、同様。
    - ④上記②又は③に該当しない申請一次の点を考慮して、個別に認可の可否を検討する。
      - (1)当該議決権に係る株式の処分が困難であること理由
      - (2)当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度
      - (3)株式発行会社の属する市場における競争への影響
    - ⑤11条2項認可中、1項1号、2号及び6号に係るものについては、「速やかに処分することを条件としなければならない」（同項後段）とされているので、原則1年以内の期限を付して認可を行う。

#### (4-9) 債務の株式化の取り扱い

- (i) 債務の株式化－他の国内の会社が、銀行又は保険会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき、当

該他の国内の会社の債務を消滅させるために行う株式の発行又は自己の株式の移転であって、銀行又は保険会社が当該株式を取得することによって相当の期間内に当該他の国内の会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものをいう（独禁法11条1項6号規定による他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則（平成14年公正取引委員会規則8号）1号該当）。（債務者が自ら有する債務を消滅させるため債権者に対して株式を発行すること）

会社更生法との関係—会社更生法規定に基づく更生計画の定めにより他の国内会社株式を取得する場合、その取得は、11条の規定適用について代物弁済とみなされ、当該株式に係る議決権を総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合、11条2項により、あらかじめ公取委認可を受けなければならない。この場合の認可について、本「考え方」を適用。

(ii) 「債務の株式化にかかる独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」（平成14（2002）年11月12日公取委、旧考え方（平成11（1999）年10月1日公取委）

①債務株式化により、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権取得に際し、当該会社の総株主の議決権の5%（保険会社の場合は10%）を超えて保有することとなる場合については、11条1項6号及び2項の規定により、当該会社の総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、あらかじめ公取委の認可を要する。

②公取委は、銀行又は保険会社が、債務株式化により、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しないものであれば、11条2項により認可を行う。(1)事業支配力が過度に集中することとなる場合、(2)一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

③11条1項6号の場合に係る2項に基づく認可では、銀行又は保険会社が「当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない」と規定されている。債務株式化に係る認可の場合、「当該議決権を遅くとも合理的な経営改善のための計画の終了後速やかに処分することを条件としなければならない」との趣旨。

④認可期間が1年超の場合、認可を受けた銀行又は保険会社が各事業年度終了後速やかに当該計画の進捗状況等を公取委に報告することとする。

当該計画が早期に達成され、認可期間中に上記2(1)又は(2)に該当することとなるなど、認可要件事実が消滅又は変更したと認めるときは、公取委は、66条1項に基づき、認可を取り消し、又は変更可能。

#### (4-10) 金融持株会社の設立等に関する規制

・金融持株会社に係る株式保有規制に関しては金融関連法で別途規制される。（前記「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律」による法改正。銀行法52条の8等。銀行持株会社グループ全体での15%の上限設定）

・平成13年度の銀行法などの一部改正法による変更

・銀行持株会社の認可制

・銀行持株会社の業務範囲の限定

・銀行持株会社全体での事業会社議決権保有の15%ルールと、保険持株会社及び証券持株会社についての保険業法及び証券取引法での規制

・銀行又は子会社による事業会社の議決権保有上限は合算して5%。

・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年）—銀行・長期信用銀行・農林中金・信金中央金庫及びその子会社等の株式などの保有は、当分の間合算して自己資本相当額（株式等保有限度額）を超えた保有禁止。銀行持株会社、長期信用銀行持株会社についても同様。

・銀行主要株主及び銀行議決権大量保有者への規制

銀行議決権大量保有者—銀行又は銀行持株会社の株式の5%超保有株主への内閣総理大臣への届出書提出義務。報告徴収・検査対象となる場合を規定。

銀行主要株主—銀行議決権を原則20%超、場合によっては15%超有する者の適格性審査と認可制度。報告徴収・検査・措置命令・認可取消の対象に。

保険会社も同様な規制あり

#### (5) 独占的状态の規制（第三章の2、8条の4 定義規定 2条7項）（昭和52年改正新設）

(5-1) 趣旨 形成された非競争的な独占的市场構造を解体するために、営業譲渡等の企業分割措置を規定する

#### (5-2) 特色

・第4章の市場構造規制規定

事前規制、非競争的な独占的市场構造の出現の予防規定

・3条、6条、第4章の規定の一部による排除措置に基づく市場構造規制措置

事後規制、各実体規定に規定する違法行為を除去するための構造的措置（株式処分や企業分割）（7条、17条の2）（違反行為規制志向型構造規制）



・独占的状态の規制

事後規制。

内部的成長による場合及び外部的成長（合併や株式取得）による場合の両者を含み、違法行為とは無関係に成立している独占的状态に対して市場構造規制を為し得る制度（純粋市場構造規制）

#### (5-3) 規制対象となる独占的状态の定義 2条7項

市場規模要件—「一定の商品」および「類似の商品」の総出荷額（輸出額を除く）または「同種の役務」の価額の年間売上高が500億円を越える「事業分野」（2条7項本文）

但し、この金額に関しては、1千億円を越える事業分野（2条8項に基づく、施行令4条の改正、平成5年）に改正

市場構造要件—1社で50%を越え、または、2社で75%を有する集中度を持ち、新規参入が著しく困難な事情がある。（2条7項1号、2号）

市場の弊害要件－相当の期間需給及び供給コストの変動に照らして価格の上昇が著しくまたは価格の低下が僅少であり、かつ、標準的な利益率を著しく超える率の利益を有しているか、または、著しく過大な販売費及び一般管理費を支出している（2条7項3号）  
市場規模要件と市場構造要件を満たす事業分野の指定がある。

(5-4) 新設された契機  
昭和52年改正新設 管理価格市場に対する対処

(5-5) 現実の機能  
独占的市場－違法な行為によって形成される場合  
「公正かつ自由な競争」を通じて良質廉価な商品を提供した結果として形成された場合－独禁法  
上単にこのような状態だけで法違反に問うことはできない

↓  
本規制は、市場規模要件市場構造要件を満たす市場の企業が、市場支配力を濫用して市場の弊害要件に該当する行動を起こさないようにする現実の機能がある（企業行動を抑制する効果）  
現実に発動するには要件が厳格であり、発動時の影響が大きいため、例外的にしか発動され得ないであろう。

(5-6) 必要な措置

(5-7) 手続  
通常の排除措置命令手続とは異なった手続  
主に旧法の手続きに準じたもの。  
・措置をとる場合(47条4項)の主務大臣への通知及び主務大臣による措置内容に関する意見提出(46条)  
・審判開始決定(53条)－公取委は審判手続開始が公共の利益適合的と認定する場合には審判開始決定を行う。  
手続を開始する場合には主務大臣と協議義務がある。  
・同意審決(65条)  
・審判審決(67条)